国立大学法人電気通信大学における準用独立行政法人通則法第50条 の6第2号に規定する管理又は監督の地位を定める規程

平成27年 3月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、本学における、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第3 5条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の6 第2号に規定する管理又は監督の地位(以下「管理監督の地位」という。)について定 めるものとする。

(対象となる職)

第2条 本学における管理監督の地位は、国立大学法人電気通信大学職員給与規程第15 条に規定する管理職手当の支給対象とされた職とする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。